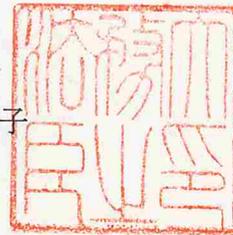


法務省保総第37号
令和3年2月18日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中理司 様

法務大臣 上川陽子



令和2年12月23日受付第767号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

- 不開示決定した行政文書の名称
令和元年の即位の礼に当たり行われた特別恩赦基準に基づく上申に関し、中央更生保護審査会が上申を受理した件数及び内閣が決定した件数並びにそれぞれの件数が罪名別に記載された文書（ただし、「特別基準恩赦の結果について」を除く。）
- 不開示とした理由
上記1の行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等
法務省保護局総務課恩赦係
TEL：03-3580-4111 内線2623